

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた債権の額	661	7,554	8,833	9,855		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	532	6,902	7,721	8,238		
うち、実行に係る貸付債権の額	334	5,152	7,230	7,440		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	8	422		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	197	1,750	415	57		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	66	317		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	128	651	1,111	1,617		
うち、実行に係る貸付債権の額	115	374	913	1,269		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	12	48		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾 する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	13	254	83	159		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	21	102	139		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた債権の数	35	196	287	399		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	11	88	125	174		
うち、実行に係る貸付債権の数	10	54	112	133		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	9		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を 応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	1	34	9	8		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	3	24		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	24	108	162	225		
うち、実行に係る貸付債権の数	21	79	138	185		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	6		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾 する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	3	27	12	21		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	10	13		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	251	309	548	648		
うち、実行に係る貸付債権の額	251	287	546	648		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	21	2	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0		

盛岡信用金庫

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	7	17	20		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	5	16	20		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	2	1	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0		

盛岡信用金庫